

第V章 より良い屋外広告物景観の創出に向けて

Chapter V

1. 普及啓発活動の推進

(1) 市民、広告主・広告業者への普及啓発活動の推進

松江市屋外広告物条例では、地域の土地利用状況や景観特性などを踏まえながら、屋外広告物の表示又は掲出に関する基準等をきめ細かく定めており、市民や広告主・広告業者はこれを遵守しなければなりません。一方、松江市は、条例で定める内容を市民や広告主・広告業者に対して、わかりやすく伝え、十分な理解が得られなければ、この条例は適切に履行されないこととなります。

そこで、松江市では、条例の内容に関わる広報はもちろん、普及啓発活動を積極的に推進し、良好な景観形成に向けた意識の醸成を図り、市民や広告主・広告業者の理解と協力、良好な景観形成に向けた取り組みへの参画を促進することとします。

(2) 普及啓発と良好な景観形成に向けた各種の取り組み

市民や広告主・広告業者への普及啓発と良好な景観形成に向けた具体的な取り組みについては、島根県との連携を図るとともに、屋外広告物の実態を十分に踏まえながら、以下に示す取り組みを検討し、有効な具体策を順次実施します。

[具体的な取り組みの例]

『効果的な広報活動の展開』

広報活動に当たっては、ホームページ、広報誌、チラシ・パンフレット、ラジオ、テレビなど多様な媒体を駆使し、効果的な広報を展開するとともに、講演会やイベントなどの開催も進めていきます。

『屋外広告物の優良事例の紹介』

良好な景観形成に寄与する屋外広告物の優良事例の紹介等により意識啓発を図ることを検討します。(島根県では、地域の景観づくりに貢献したものを「しまね景観賞」として選定・表彰する制度を平成5年に創設しています。)

『屋外広告物適正化旬間におけるキャンペーン展開』

屋外広告物適正化旬間においては、重点的に屋外広告物に関するキャンペーンや広報活動を行っていきます。こうした取り組みは松江市単独でなく、島根県や他市町村と連携して実施します。

『共同看板化の促進』

デザインに統一感のない野立広告物等の乱立は景観阻害要因になるため、広告主等へ共同看板化を要請するとともに、公共サインとして市民や広告主・広告業者の模範となるような共同看板の設置の検討を行っていきます。

2. 屋外広告物行政の推進体制の構築

(1) 景観審議会の設置

市長の諮問に応じて屋外広告物に関する重要事項を調査・審議するための組織として、『松江市景観審議会』を設置します。審議会委員は、観光又は商工業の関係団体の代表、学識経験者、屋外広告業者、市民代表等から構成します。

(2) 関係機関との連携

屋外広告物を掲出するに当たっては、松江市屋外広告物条例の他にも次のような関係法令の手続きが必要となる場合があるため、国、県及び市内部の関係部署と十分な連携を図るとともに、申請をする者が不備なく、適切に対応できるよう指導、助言を行います。

[屋外広告物を掲出する際の関係法令など]

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	関係機関・窓口
突出広告物等を道路の上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・道路管理者（国、県、市）
突出広告物等を道路上空へ掲出するために、道路上で工事又は作業する場合	道路使用許可 (道路交通法(昭和35年法律第105号))	・松江警察署
工作物の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・松江市（建築審査課） ・指定確認検査機関
設備容量2kVA（キロボルトアンペア）以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (松江市火災予防条例（平成17年松江市条例第352号）)	・所轄消防署
気球広告物を掲出する場合	水素ガスを充てんする 気球の設置届 (松江市火災予防条例（平成17年松江市条例第352号）)	・所轄消防署
総合設計制度を適用する建築物及び敷地に広告物を設置する場合	総合設計許可 (建築基準法)	・松江市（建築審査課）

3. その他（特定屋内広告物への対応）

（1）課題と方針

特定屋内広告物は、屋外広告物と同様に都市景観や歴史景観など地域の景観に影響を与える要因となっていますが、屋外広告物法に該当する規定がありません。良好な景観や自然の風致を阻害することのないよう、区域及び施設ごとの配慮事項に沿うよう誘導していく必要があります。

※）特定屋内広告物：建築物等の開口部の内側において設けられた窓ガラス、ガラス扉の内側から、直接描き又は直接貼付して常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの。

（2）配慮事項

区域及び施設	配慮事項
伝統美観保存区域	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ表示しないこと ・表示する場合は地域の基準に配慮すること
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ表示しないこと ・表示する場合は指定基準に配慮すること
上記以外の区域及び施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等と調和した意匠となるよう配慮すること ・けばけばしい色彩はできるだけメインカラーに使用しないこと ・蛍光塗料はできるだけ使用しないこと ・ネオン管の使用はできるだけ避けること ・照明はできるだけ点滅を伴わないこと ・地域の基準に配慮すること